



金 沢 市 公 報

第 2 9 6 0 号

平成31年(2019年)1月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 告 示		○介護保険法の規定による事業者の指定について (2件) (介護保険課) 5
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1	○介護保険法の規定による事業の廃止について (3件) (") 5
○自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業者の指定について (障害福祉課) 6
○こまちなみ保存建造物の登録について (歴史都市推進課)	3	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業の廃止について (") 6
○平成9年告示第178号(こまちなみ保存建造物の登録について)の一部改正について (")	3	○平成9年告示第232号(金沢市営住宅条例の規定に基づき市営住宅に係る利便性係数を定めたことについて)の一部改正について (市営住宅課) 7
○地縁による団体の告示された事項の変更に ついて (市民協働推進課)	3	○市道の区域の変更について (道路管理課) 8
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のた めの医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	3	○道路の供用の開始について (") 8
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の 所在地の変更について (")	4	● 農 業 委 員 会 告 示
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の 事業の廃止について (")	4	○平成31年第1回金沢市農業委員会総会の招集 について (農業委員会事務局) 8
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のた めの施術を担当させる者の指定について (")	4	● 公 営 企 業 告 示
		○公共下水道の供用及び終末処理場による下水 の処理の開始について (建 設 課) 9

告 示

●金沢市告示第11号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

平成31年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

- 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場

- 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営馬替駅前自転車駐車場
- 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
- 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
- 金沢市営割出駅前自転車駐車場
- 金沢市営蚊爪駅前自転車駐車場
- 金沢市営円光寺バス停前自転車駐車場
- 金沢市営若松バス停前自転車駐車場
- 金沢市営柿木島自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第2自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場

- 2 移動し、保管した自転車等の台数
 - 自転車 128台
 - 原動機付自転車 1台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
 - 平成30年12月1日から同月31日まで
- 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所
 - 金沢市此花町3番2号
 - 公益財団法人金沢まちづくり財団
- 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所
 - 日時 平成31年1月21日から同年4月20日まで
 - 午前10時から午後7時まで
 - 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
 - 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第12号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

平成31年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数			
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	1台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	1台
片町地区自転車等放置禁止区域	自	転	車	5台
下新町地内	自	転	車	1台
泉野町3丁目地内	自	転	車	1台
千木町地内	自	転	車	1台
八日市出町地内	自	転	車	3台
三馬3丁目地内	自	転	車	1台

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日
 - 平成30年12月1日から同月31日まで

3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

平成31年1月21日から同年7月20日まで

(2) 場所

金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第13号

金沢市こまちなみ保存条例（平成6年条例第1号）第12条第1項の規定によりこまちなみ保存建造物を登録するので、同条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成31年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

番号	名 称	所 在 地	所 有 者	登録年月日
56	岸家所有建物	金沢市彦三町1丁目9番12号	金沢市彦三町1丁目9番12号 岸 弘市	平成30年1月21日
57	宮崎家住宅	金沢市彦三町1丁目13番30号	金沢市彦三町1丁目13番30号 宮崎 尚樹	平成30年1月21日

●金沢市告示第14号

平成9年告示第178号（こまちなみ保存建造物の登録について）の一部を次のように改正する。

平成31年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

表18の項中「菊田 清」を「菊田 昌一郎」に改める。

●金沢市告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成31年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
西金沢一丁目町会	主たる事務所所在地	金沢市西金沢1丁目27番地1	金沢市西金沢1丁目65番地12	平成30年4月1日
	代表者の氏名及び住所	野原 康宏 金沢市西金沢1丁目27番地1	北村 優一 金沢市西金沢1丁目65番地12	
海浜町会	代表者の氏名及び住所	小山 幸司 金沢市赤土町カ1番地67	島田 新一 金沢市赤土町ワ47番地8	平成31年1月1日
二ツ寺町町会	代表者の氏名及び住所	浅井 浩一 金沢市二ツ寺町イ42番地	寺尾 将明 金沢市二ツ寺町イ40番地	平成31年1月1日
稚日野町会	代表者の氏名及び住所	中川 武 金沢市稚日野町南27番地	宇野 稔 金沢市稚日野町南6番地	平成31年1月1日
金沢市打木町会	代表者の氏名及び住所	村尾 義継 金沢市打木町西270番地2	荒川 僚太 金沢市打木町西105番地	平成31年1月6日

●金沢市告示第16号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含

む。)の規定により医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成31年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

1 病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
瑠璃光薬局 崎浦店	金沢市小立野1丁目2番7号	平成30年12月3日

2 訪問看護事業者

訪 問 看 護 事 業 者		訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社団健水会	金沢市鞍月5丁目219番地	ふれあい訪問看護ステーション	金沢市鞍月5丁目219番地	平成30年12月1日

●金沢市告示第17号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成31年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
むさしまち薬局	金沢市安江町11番15号	金沢市本町1丁目2番54号	平成30年1月1日

●金沢市告示第18号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成31年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
太田クリニック	金沢市寺町1丁目15番8号	平成30年8月31日
医療法人社団先仁会 ひかり眼科クリニック	金沢市大額3丁目201番地2	平成30年12月15日

●金沢市告示第19号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成31年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所		指定年月日
	名 称	所 在 地	
小坂 雅博	訪問マッサージ いいね治療院	金沢市昭和町15番21号	平成30年12月7日

●金沢市告示第20号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示します。

平成31年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事 業 所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名 称	所在地			
1770102307	あんず訪問介護サービス	金沢市四十万町 り202番地	株式会社K S H	平成30年12月1日	訪問介護
1770106233	サンウェルズライフ小坂ヘルパーステーション	金沢市小坂町北 123番地1	株式会社サンウェルズ	平成30年12月10日	訪問介護

●金沢市告示第21号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条及び第115条の10の規定により告示します。

平成31年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事 業 所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名 称	所在地			
1760191377	ふれあい訪問看護ステーション	金沢市鞍月5丁目 219番地	医療法人社団健水会	平成30年12月1日	訪問看護 介護予防訪問看護

●金沢市告示第22号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービス事業者から当該指定地域密着型サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の11の規定により次のとおり告示します。

平成31年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事 業 所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名 称	所在地			
1770104592	デイサービス鶴の恩返し・才田	金沢市才田町丁 65番地1	株式会社鶴の恩返し	平成30年12月18日	地域密着型通所介護

●金沢市告示第23号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定により指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から当該指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により次のとおり告示します。

平成31年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1790100075	おたっしゃホーム 城北小規模多機能 型居宅介護事業所	金沢市北安江2 丁目10番18号	公益社団法人石 川勤労者医療協 会	平成30年12月31日	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型 居宅介護

●金沢市告示第24号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により次のとおり告示します。

平成31年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770101747	介護応援団 みんなのいえ	金沢市矢木2丁目335番地	特定非営利活動 法人みんなのいえ	平成30年12月31日	居宅介護支援
1770105961	ケアプランセンター すこやか倶楽部	金沢市春日町10番3号	株式会社すこやか倶楽部	平成30年12月31日	居宅介護支援

●金沢市告示第25号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により告示します。

平成31年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	指定年月日
1710104926	やちぐさ短期入所事業所	金沢市南御所町309番地	社会福祉法人やちぐさ会	金沢市牧町チ71番地	短期入所	知的障害者	平成30年11月1日
1710104959	デイサービスセンターふれあい	金沢市有松2丁目4番32号	株式会社ふれあいタウン	金沢市有松2丁目4番32号	生活介護	特定なし	平成30年11月1日
1710104967	リワークスクールカラフル・金沢	金沢市油車41番地 新堅町ビル2・3・4階	一般社団法人障害者人材育成機構	金沢市本町2丁目7番1号 越田ビル7階	自立訓練	特定なし	平成30年11月1日

●金沢市告示第26号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により告示します。

平成31年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	廃止年月日
1710104421	エンデバーメント	金沢市観音堂町口63番地1	合同会社東	金沢市観音堂町口63番地1	就労移行支援	特定なし	平成30年10月31日

●金沢市告示第27号

平成9年告示第232号（金沢市営住宅条例の規定に基づき市営住宅に係る利便性係数を定めたことについて）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から適用します。

平成31年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

第1項の表を次のように改める。

名 称	戸 数	利便性係数
若草町住宅	16戸	0.89
緑が丘住宅	12戸	0.90
円光寺住宅	24戸	0.84
	30戸	0.85
	24戸	0.86
上荒屋住宅	248戸	0.84
	10戸	0.87
金石曙住宅	40戸	0.83
	64戸	0.84
	52戸	0.86
	24戸	0.87
額新町住宅	4戸	0.76
	8戸	0.83
	44戸	0.84
	101戸	0.86
	116戸	0.87
松寺町住宅	24戸	0.80
	138戸	0.83
光が丘住宅	16戸	0.75
	22戸	0.76
	8戸	0.78
	2戸	0.80
	3戸	0.82
	116戸	0.83
	24戸	0.84
	72戸	0.87
粟崎町住宅	56戸	0.84
	214戸	0.86
緑住宅	24戸	0.77
	12戸	0.78
	2戸	0.80
	840戸	0.82
	32戸	0.84
	160戸	0.85

	281戸	0.86
平和町住宅	19戸	0.88
大桑町住宅	41戸	0.82
	310戸	0.83
河原市町住宅	64戸	0.78
金石新本町住宅	46戸	0.81
	4戸	0.84
八日市住宅	32戸	0.87
田上本町住宅	60戸	0.85

第2項の表中「0.92」を「0.89」に改める。

●金沢市告示第28号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成31年1月21日から同年2月4日まで一般の縦覧に供します。

平成31年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	準 幹 線 517号 野 町 ・ 泉 野 出 町 線	泉 が 丘 2 丁 目 52番 1先から	旧	5.1～5.2	25.5
		泉 が 丘 2 丁 目 52番 5先まで	新	5.6～5.7	25.5

●金沢市告示第29号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成31年1月21日から同年2月4日まで一般の縦覧に供します。

平成31年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

路線名	区 間	供用開始日
準 幹 線 517号 野 町 ・ 泉 野 出 町 線	泉 が 丘 2 丁 目 52番 1先から	平成31年1月21日
	泉 が 丘 2 丁 目 52番 5先まで	

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第1号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により平成31年第1回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

平成31年1月21日

金沢市農業委員会

会長 井 口 栄 市

1 日時

平成31年1月28日午後3時

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

- (1) 平成31年事業計画(案)について
- (2) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に規定する許可の申請について
- (3) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (4) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第3号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設部建設課において、一般の縦覧に供します。

平成31年1月21日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成31年2月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
 - (1) 若松町の一部
 - (2) 近岡町及び湊3丁目の各一部
 - (3) 湯涌田子島町の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
 - (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市浅野本町ホ131番地
名称 城北水質管理センター
 - (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市湊3丁目5番地8
名称 臨海水質管理センター
 - (3) 2の(3)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市湯涌荒屋町16番地
名称 湯涌水質管理ステーション
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

平成31年(2019年)1月21日	印刷	発行人	金 沢 市
平成31年(2019年)1月21日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	